

ふじみ野市大井プール事故再発防止策等の調査報告書

ふじみ野市議会

ふじみ野市大井プール事故再発防止策等の調査特別委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 P
現状の把握・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○施設の安全管理等に関する国・県からの通達について、どのように徹底されていたのか・・・・・・・・	5
○業務委託に関して、入札のあり方や業者指名の選定と運用について・	6
○体育課職員の業務と責任の範囲及び業務量と管理対象施設の範囲・・	7
○市職員の業務に関する知識と専門性の確保がおこなわれていたのか・	7
提言・・・・・・・・・・・・・・・・	8
大井プール事故の再発防止策	
○流れるプールの危険防止策について・・・・・・・・	8
○大井プールは教育委員会、上福岡プールは都市計画課の所管になっている、管理運営体制の一本化について・・・・・・・・	9
○プールの安全・管理等に関する統一基準の作成を国と県に要望することについて・・・・・・・・	9
○保健所の監督責任の明確化と機能強化を求める・・・・・・・・	9
市公共施設の安全管理対策	
○プール事故を風化させないための執行部と議会（常任委員会等）のチェック機能の再考と今後の方向性・・・・・・・・	9

○公共施設の老朽化に伴う危機管理体制のチェック及び平時における施設整備のあり方	9
○公共施設の安全管理に関するチェック体制と議会に対する定期的報告システムの構築に関して	10
○むすびに	11

資料編

資料 1	ふじみ野市教育委員会決裁規程
資料 2	ふじみ野市教育委員会文書規程
資料 3	ふじみ野市事務決裁規程
資料 4	水泳等の事故防止について（通知） （吉野教育長からふじみ野市立各小中学校長へ）
資料 5	水泳の事故防止について（通知） （牧教育長から管内各小中学校長へ）
資料 6	水泳等の事故防止について（通知） （文部省体育局長から各都道府県教育委員会教育長へ）
資料 7	「プールの安全管理指針」の制定について（通知）
資料 8	プールの開設届
資料 9	ふじみ野市大井プール事故再発防止等の調査特別委員会の審議経過
資料 10	ふじみ野市大井プール事故再発防止等の調査特別委員会委員名簿

はじめに

去る、平成18年7月31日ふじみ野市大井プールにおいて、流れるプールの吸水口に吸い込まれ幼い尊い命が失われるという悲惨な事故が発生した。

本市議会は、公共施設の安全確保の信頼性が著しく損なわれたことを重く受け止め、8月31日開会の第3回定例会冒頭において「大井プール事故に対する徹底した事故原因の究明と再発防止を求める決議」を行った。何故このような事故が発生したのか、市には施設の構造、管理体制などあらゆる角度から事故原因を徹底的に究明し、早期に明らかにし、幼い尊い命が失われた事故の教訓を生かし、二度とこのような痛ましい事故が起きないように再発防止に向けて、全市を挙げて取り組むよう強く要望するとともに、市内全ての公共施設の安全管理体制の強化を含めた安全確認の総点検と全職員の危機管理意識の高揚を求めた。

先に教育委員会は、ふじみ野市大井プール事故調査委員会設置要綱を制定し、外部の識者を交えたふじみ野市大井プール事故調査委員会を設置し、事故原因と事故防止に着手した。

10月17日開催の議員全員協議会において、事故調査委員会のこれまでの調査内容をまとめた報告書が提出された。この間、議会は事故調査委員会や警察当局の調査・捜査等が進行していることからその推移を見守りながら対処方法について模索し、論議が臨時議会においてなされた。

事故調査委員会の報告では、3つの章で構成され、第1章では事故調査委員会において確認した事実について 第2章では大井プールの問題点の整理について 第3章では再発防止に向けてのふじみ野市に対する提言となっている。直接の原因関係者である社員からの意見聴取はできなかったが、施設現場の確認を行うとともに報道機関による詳細な報道内容により明らかにされてきた事実関係と市から提出された整合性のある資料から認められる事実とを問題点ごとに整理し、事故原因に関する報告としてまとめられた。

今回の事故は、施設の構造的な欠陥と人為的なミスが重なり、起きてしまったものであると事故調査委員会が指摘している。

議会として最も力点を置かなければならないことは、二度と同じ事故を繰り返さないための再発防止策を確立し、市民が求めている「安全・安心なまちづくり」を早期に構築し、日々利用する公共施設の信頼性を一日でも早く回復することである。

本特別委員会は、定例会会期中の極めて短い期間での調査のため、事故の根本原因からの調査ができず「ふじみ野市大井プール事故調査報告書」において、確認した事実をベースにして事故の再発防止策等に視点を置き、調査を行ったものである。種々制約のもと意を尽くした十分な調査はできなかったが、事故

調査委員会の再発防止策の提言とできるだけ重複することなく、市民の目線に立った再発防止策の提言に努めたものである。

市は、今回の事故を全身全霊で受け止め、かけがえのない命を失ったということを原点に返って確認し、事故調査委員会の報告と併せて本委員会の結果を踏まえ、安全・安心な公共施設づくりに努めるとともに市民から愛着のもてるまちづくりに邁進することを願うものである。

平成18年12月18日

ふじみ野市大井プール事故再発防止策等の調査特別委員会

委員長 加藤末勝

ふじみ野市大井プール事故再発防止策等の調査特別委員会

ふじみ野市大井プール事故再発防止策等の調査特別委員会は、教育委員会が設置した「ふじみ野市大井プール事故調査委員会」の「報告書」を踏まえ、二度とこのような事故が起きないように、議会内に調査特別委員会を設置した。主たる目的は、先の「報告書」を前提として現状の把握を行うと同時に、再発防止の提言をまとめた。

【現状の把握】

施設の安全管理等に関する国・県からの通達について、どのように徹底されていたのか。

- ・ 文部科学省は、平成12年から毎年「水泳等の事故防止について（通知）」を各都道府県教育委員会を通じて、各自治体の教育委員会に対して事故防止を講じるように促している。

平成18年は5月29日付をもって同様の通知が行われていた。この通知は、排（環）水口には蓋をネジ・ボルトで固定し、排（環）水口には吸い込み防止金具として格子金具を設置すべきことが指摘されていた。また、このことを「学校施設以外のプールについても」適用すべきとされていた。しかし、これを学校教育課が見落とし市教育委員会全体に周知徹底がされなかった。このことが事故にとって、直接的な原因とは言いがたいが、見過ごすことができない問題である。

第一点は、縦割り行政の弊害である。「ふじみ野市運動公園」内のプールは、国土交通省が管轄し、直接的な埼玉県の指導監督の担当は、都市整備部公園課となっている。教育委員会が管理するプールのうち、小中学校に設置されているプールの直接的な県の指導監督の担当は、教育委員会教育局県立学校部保健体育課となっており、大井プールの直接的な県の指導監督の担当は、教育委員会教育局市町村支援部スポーツ振興課となっている。国の管轄は文部科学省である。また、プール全般については、厚生労働省が「遊泳用プールの衛生基準」を定め指導監督を担当している。当市の事故を契機に、行政の一本化に向けた調整が行われており、早期に改善されることが望まれる。

第二点は、国や県が通達をしたことによって責任を果たしたとしていることにある。今回の事故後に国は初めて全国的なプールの安全調査を行った。その結果約3,000のプールにおいて不具合が発見されたことは驚きである。国や県が、特に国民の安全や命に関する通達がどのように執行

されているのかをチェックするシステムが求められる。

第三点は、通達などの文書の収受の対応が正常に機能されていないという問題がある。庁内システムでは「文書規程」によって「課長等の文書事務を補佐するため、課等に文書取扱い主任を置く」に従って処理が行われている。しかし、毎年送られてくる通達などに対する慣れにより注意が希薄になることを戒め、トラブルを防止することや最終処理の確認ができるよう、組織的に機能する改善を図ることが必要である。また、複数の部署に関係する文書の場合は、判断ミスがでないようにチェック機能が日常的に働くことが担保されなければならない。

業務委託に関して、入札のあり方や業者指名の選定と運用について

- ・ 市の公の施設の管理方法は、地方自治法の改正によって大きく分けて、市の直接的管理と指定管理者による管理の方法がとられる。市は大井プールについて、指定管理者の方法をとらず、直接的な管理方法を取った。また市は、公の施設を業務委託にする理由として「プールの管理・運営については専門的な知識や技術が必要」「最小の経費で最大の効果」を挙げている。

大井プールは、開設当初の昭和61年から民間企業へ一部委託がされ、本格的な管理運営は翌年の昭和62年から行われた。このことは、当時の行財政改革の流れから、駐車場の整理などを職員が行うのではなく経費を削減すること等の理由から民間企業に業務委託を行わせることを町長が判断した。事故に至る10年間のうち太陽管財(株)が8年間の委託業務を行ってきた。しかし、委託契約約款第3条「再委託等の禁止」に違反して、太陽管財(株)から(株)京明プランニングが下請け業者として業務をおこなない、市がそのことを事故後に知るといふ失態を犯していた。

このことは、同一の業者が長期に続いたことの弊害が生じたことがあげられる。市の職員は異動や退職などがあることから、プールの構造や管理面に熟知するには一定の限界があり、おのずと専門的な委託業者に頼ることになる。このことが、なれあいや惰性を生んできた。この深刻さは、仕様書にある市への届出義務のある「履歴書」などの提出が行われないうちに、委託業務を継続していたこと、つまり、不履行行為の報告などが指名委員会に報告されていなかったことにも現れている。市が民間委託を行う理由としている「プールの管理・運営については専門的な知識や技術が必要」という点から見て「ふじみ野市大井プール管理業務仕様書」を見る限りでは、委託業者が、清掃業務には熟知していても「プールの管理運営」特に安全を担保する業者にふさわしいとは思えない。また「最小の経費で

最大の効果」の点でも、下請け業者にまるなげをしていることから、このことがあたらないことは明白である。

今後、業者の選定や仕様書のあり方を全面的に見直し、適正な委託が行われるようにしなければならない。

このことに対し、市は、施設の安全性が確保できるよう仕様書の見直しを全庁挙げて取り組むことや指名参加登録について、今後は経営を表す指数を取り入れ、前年実績等を考慮するようにする。また、委託業者のチェックシートの指針を作成することとしている。

体育課職員の業務と責任の範囲及び業務量と管理対象施設の範囲。

市職員の業務に関する知識と専門性の確保が行われていたのか。

- ・ ふじみ野市は、平成17年10月1日に合併し、新たな市として発足した。体育課は、体育施設の維持・管理と体育施設利用者に事業を展開する事業系の2系の体制で、配置人数は係長を含めて、管理係4人、事業係5人となっており、課長を含めて10人体制で配置されている。17体育施設、課の庶務、施設の使用許可等の業務を担当している。

人員配置は、業務量から見て当初から厳しいとの判断はあったが、担当課は臨時職員の採用や一部業務委託等を複合的に勘案するとして決めた。

前述したように、プールの構造や管理面に詳しいものが職員の中になかったことから、仕様書の作成段階で、業者に一部を委託し、管財課は、前年踏襲した仕様書であることから、チェックは行ってこなかったことをあきらかにした。

この仕様書にもとづく積算は、業者の参考見積もりに頼っている現状が報告され、弱点であったことを認めている。

委託業務が適正に実施されているかは、担当課が毎日提出される日誌によってチェックをし、職員は2～3日おきに現場にでていた。しかし、有資格者の配置が求められている現場責任者、機械取扱者の履歴は警察にあり確認ができないと述べているが、有資格者かどうかを担当課が把握していないことにこそ問題がある。

施設の修繕箇所は、開設終了後の業者から提出される報告書類または職員が必要と判断したときに実施されるが、吸水口の柵についての修繕の要望は、現在の担当課長の知る範囲ではわからないと述べている。

電気安全装置として電磁開閉器(マグネットスイッチ)などが設置され、必要以上の負荷がかかると過電流となり継電器が作動し、起流ポンプが停止することになる。定期的に電気保安技術者が検査等を実施しているが、検査時点での動作不備については特に報告を受けていない。

以上のように、プールの安全・管理業務を委託業者（正確にはその下請け業者）が担っている実態となっているが、安全・管理システムや市のチェック機能がまったく不備であったことが明らかとなった。

【提言】

市民が行政と最も深い係わり合いを持つのが公共施設の利用関係である。特に市営プールは、夏のレジャー施設として幼児から大人まで幅広い層の市民が利用している施設である。それゆえに利用者は、安全確保が担保されている施設であると信頼の上に安心して利用しているのである。しかしながら今回の事故は、利用者の思いを裏切り、尊い人命が失われたという絶対にあってはならない事故であり、この信頼関係を根底から失墜させ公共施設のあり方が大きく問われたものである。このようなことから、本特別委員会は、2日間という短い調査期間の制約もあって、事故原因からの調査を開始することはできなかったが、市執行部及び教育委員会から説明を求めるとともに資料の提出を要求し「ふじみ野市大井プール事故調査報告書」において確認した事実をベースに、調査事項を大井プール事故の再発防止策と市公共施設の安全管理対策に分類し、市民の目線に立った内容を提言としてまとめたものである。

プールは、楽しい施設であるが、人命に係わる危険と背中合わせの施設でもある。プール施設に携わるスタッフにあっては、マニュアルに基づき行動することはもとより、危機管理についてのモチベーションを高く持ち、マニュアル以外の対応においても臨機応変に判断して行動できるよう事故再発防止策に努められることを期待する。

《大井プール事故の再発防止策》

流れるプールの危険防止策について。

流水プールは、人工的に流水を発生させることから、とりわけ子供たちには魅力のある楽しいプールである。吸水口の柵が正しく固定されていたとしてもそこに水着や体が張り付いて動けなくなるといった事故が発生している。事なきを得ているが、一歩間違えば人命にかかる大事故へとつながる可能性を秘めている施設であることが指摘されている。このようなことから流水プールの危険防止策を次のとおり提言する。

- ・ 危険性が指摘されている流れるプールについては、ハード面の調査研究が必要である。
- ・ イラストなどを取り入れた掲示物を施設の壁などに掲示し、常に人命優

先の危機意識の啓発啓蒙を図れるようにすること。

- ・ 流水プールの起流ポンプ緊急停止ボタンの設置が必要である。
- ・ 事故を未然に防ぐためのリスクマネジメント（ヒヤリハット等）を取り入れること。
- ・ 始業点検及び朝礼点検の徹底、また緊急事態の発生を想定した訓練の実施をすること。
- ・ 国、県の基準・通達を待つことなく、独自の安全マニュアルを作成すること。
- ・ プール業務に携わる監視員は、日本赤十字社等の講習会を終了した者を適切に配置し監視体制を図ること。

大井プールは教育委員会、上福岡プールは都市計画課の所管になっている、管理運営体制の一本化について。

横断的な発想に立った施設の管理・運営、併せてプールという特殊な施設における担当組織の専門性の確保をするためにも一本化を図る必要がある。

プールの安全・管理等に関する統一基準の作成を国と県に要望することについて。

- ・ プールについての通達等は、国・県の所管により発せられ縦割り行政で行われている。そのことが混乱を招く一因にもなっていると考えられるので、早期の統一基準作成をすることを要望する。
- ・ 国が事故情報等を地方公共団体に発信するシステムを構築することを要望する。

保健所の監督責任の明確化と機能強化を求める。

- ・ 県の要綱によるプール開設前の開設届けは、保健所に提出するのみであり、また、当該プールの随時監視も数年間未実施であることから、その監督責任の明確化を求めることを要望する。
- ・ 整理統合により機能縮小した保健所の機能強化を求めることを要望する。

《市公共施設の安全管理対策》

プール事故を風化させないための執行部と議会（常任委員会等）のチェック機能の再考と今後の方向性。

公共施設の老朽化に伴う危機管理体制のチェック及び平時における施設

整備のあり方。

公共施設の安全管理に関するチェック体制と議会に対する定期的報告システムの構築に関して。

上記3件の調査事項については、次の提言がされた。

- 市執行部及び教育委員会は、委託業務の変更など行政運営の情報を行政報告として議会に積極的に報告し、また、議会はその報告内容をチェックし、必要に応じて意見を述べるなど、市執行部及び教育委員会と一体となって、より安全で適正な行政事務執行が図れるようにする必要がある。
- プール事故を風化させないとともに市公共施設の安全・安心の観点から、7月31日を基準日とした施設のチェックをするための安全週間を設ける必要がある。
- 議会は、常任委員会等の所管事務調査権の機能を積極的に活用し、事務執行上のチェックあるいは、市公共施設等への実地の調査を行うなどして危機管理及び安全管理に対するチェックを行なう必要がある。

むすびに

ふじみ野市議会は、ふじみ野市大井プール事故調査委員会の事故調査報告を受け、調査報告書の精査等を行ってきたが「二度とこのような事故が起きないように市議会で調査する」ことを、12月定例会において全会一致で了承された。これをうけ本調査特別委員会は、全国に大きな衝撃を与えたプールでの悲しい事故が、二度と起きないように、再発防止策等の調査を2日間にわたり鋭意調査した結果をここにまとめたものである。

平成18年12月18日

ふじみ野市大井プール事故再発防止策等の調査特別委員会 委員一同